

一関地区広域行政組合職員倫理規程

令和 6 年12月25日

一関地区広域行政組合・一関地区広域行政組合監査委員・一関地区広域行政組合議会合同
訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、職員が住民全体の奉仕者であってその職務は住民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する住民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する住民の信頼を確保することを目的とする。

(準用)

第 2 条 職員倫理に関する事項は、別に定めるもののほか、一関市職員倫理規定（令和 6 年一関市・一関市上下水道事業・一関市病院事業・一関市消防本部・一関市監査委員・一関市農業委員会・一関市選挙管理委員会・一関市教育委員会・一関市議会合同訓令第 2 号）の例による。

附 則

この訓令は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。